

○厚生労働省告示第三百七十二号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百九十四条の規定に基づき、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十一年三月三十一日から適用する。

平成三十年十月二十九日

厚生労働大臣 根本 匠

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 (略) 2・8 (略)</p> <p>9 この告示において「第三分野共済の共済契約」とは、傷害共済契約(規則第十四条第一項第七号に規定する傷害共済契約をいう。以下同じ。)又は損害共済契約(規則第十四条第一項第六号に規定する損害共済契約をいう。)のうち傷害共済契約に係る再共済契約であつて、元受共済契約(共済契約のうち再共済契約以外のもをいう。)に係る全ての共済責任が移転され、かつ、当該共済責任の全部に相当する責任準備金(規則第七十九条第一項の規定に基づき積み立てられた責任準備金をいう。以下同じ。)が積み立てられるものをいう。</p> <p>10 この告示において「負債十分性テスト」とは、別表に掲げる基準により、将来の収支を想定し、責任準備金の積立てを将来にわたって維持できるかを確認することをいう。</p> <p>(責任準備金の積立ての確認) 第三条 共済計理人は、法第五十条の十二第一項第一号に掲げる事項についての将来収支分析(以下「一号収支分析」という。)を行うことにより、将来の共済事故の発生率、資産の状況等を考慮して責任準備金の積立水準が十分であることを確認しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(第三分野共済の共済契約の責任準備金の健全性の確認) 第七条の二 第三分野共済の共済契約について、法第五十条の十二</p>	<p>(定義) 第一条 (略) 2・8 (略)</p> <p>(新設) 第一条 (略) 2・8 (略)</p> <p>(新設) 第三条 共済計理人は、法第五十条の十二第一項第一号に掲げる事項についての将来収支分析(以下「一号収支分析」という。)を行うことにより、将来の共済事故の発生率、資産の状況等を考慮して責任準備金(規則第七十九条第一項の規定に基づき積み立てられた責任準備金をいう。以下同じ。)の積立水準が十分であることを確認しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

第一項第一号に掲げる事項の確認をする場合は、別表に定めるところにより選出された契約区分に関して負債十分性テストを実施した上で、第三条の規定による確認を行うものとする。

(負債十分性テストにより追加的な責任準備金の積立てが必要となつた場合の確認)

第七条の三 負債十分性テストにより追加的な責任準備金を積み立

てる必要があると認められた契約区分(過去において追加的な責任準備金を積み立てた契約区分を含む。以下「追加責任準備金契約区分」という。)がある場合の第三条の規定による確認においては、負債十分性テストの実施期間における当該追加責任準備金契約区分の共済事故の発生率として、別表に定める危険発生率を使用するものとする。

2 前項の確認においては、第四条第四項から第六項までの規定にかかわらず、追加責任準備金契約区分の責任準備金及び当該追加責任準備金契約区分の一部又は全部が属する共済事業の種類についての当該追加責任準備金契約区分以外の責任準備金それぞれについて、一号収支分析を行うものとする。

3 共済計理人は、前項の規定にかかわらず、当該追加責任準備金契約区分の責任準備金に対応した資産の額から当該責任準備金の額を控除した額が、追加責任準備金契約区分以外の責任準備金の積立財源として充てられないことを確認できる場合には、合理的な別の方法を用いることができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、追加責任準備金契約区分の責任準備金に対応した資産の額から当該責任準備金の額を控除した額が追加責任準備金契約区分以外の責任準備金の積立財源として充てられない根拠を附属報告書に記載しなければならぬ。

第九条 (事業継続基準の確認)  
(略)

(新設)

第九条 (事業継続基準の確認)  
(略)

2 (略)

3 前項の将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額は、三号収支分析を行った場合における時価評価した資産の額から共済リスクに相当する額及び資産運用リスクに相当する額として、次の算式により計算した額を控除した額とする。ただし、評価差額金（規則第八十四条第七項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。以下同じ。）が負の場合は、さらに当該評価差額金に係る繰延税金資産（規則第八十一条第三項第四号へに規定する繰延税金資産をいう。）の額を控除するものとする。

$$\frac{[(R_1+R_6)^2+(R_4)^2]^{1/2}+R_2}{2}$$

備考 (略)

(略)

R<sub>4</sub> 資産運用リスク相当額（規則第六十六条の三第三号に掲げる額をいう。）

R<sub>6</sub> 三分野共済の共済契約に係る共済リスク相当額（規程第四條の五第二項に掲げる額をいう。）

4 第二項の将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額は、三号収支分析を行った場合における次に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 (略)

イ〜ハ (略)

ニ 評価差額金に係る繰延税金負債（税効果会計（規則第八十条第三項第四号へに規定する税効果会計をいう。）の適用により負債として計上される金額をいう。）に相当する額

(略)

5 (三号収支分析の前提)

2 (略)

3 前項の将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額は、三号収支分析を行った場合における時価評価した資産の額から共済リスクに相当する額及び資産運用リスクに相当する額として、次の算式により計算した額を控除した額とする。ただし、評価差額金（規則第八十四条第七項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。以下同じ。）が負の場合は、さらに当該評価差額金に係る繰延税金資産（規則第八十一条第三項第一号に規定する繰延税金資産をいう。）の額を控除するものとする。

$$\frac{[(R_1)^2+(R_4)^2]^{1/2}+R_2}{2}$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

(略)

R<sub>4</sub> 資産運用リスク相当額（規則第六十六条の三第三号に掲げる額をいう。）

(新設)

4 第二項の将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額は、三号収支分析を行った場合における次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 (略)

二 貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

イ〜ハ (略)

ニ 評価差額金に係る繰延税金負債（税効果会計（規則第八十条第三項第一号に規定する税効果会計をいう。）の適用により負債として計上される金額をいう。）に相当する額

(略)

5 (三号収支分析の前提)

第十一条 (略)

一、六 (略)

七、劣後性債務については、その約定に従って利息を支払うものとする。

八、(略)

2 (略)

別表

I. 定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1. リスク 共済事故の発生率が悪化する不確実性をいう。

2. 危険発生率 テスト実施期間の各事業年度において設定される通常の予測の範囲でリスクをカバーする共済事故の発生率をいう。

3. 将来給付額 共済金の将来の支出額の累計額をいう。

4. 算出方法書 規則第五十五条第一項第三号に規定する事項を記載した書類のことをいう。

5. 予定発生率 算出方法書に記載された共済事故の発生率のことをいう。

II. 危険発生率の算出

危険発生率の算出に当たっては、次に掲げる基準を満たさなければならぬ。

1. 危険発生率は、共済事故の発生率が変動することによる共済金の増加を一定の確率でカバーする共済事故の発生率とし、テスト実施期間(少なくとも十年間行うものとし、共済期間の残存期間が一年間を超え十年間未満の場合は当該残存期間)の各事業年度において、過去の共済事故の実

第十一条 三号収支分析の前提は、次に規定するところにより設定

一、六 (略)

(新設)

七、(略)

2 (略)

(新設)

績の推移等から適切な共済の数理の方法を用いて設定すること。この場合において、以下に留意することとする。

① 前事業年度までの共済事故の発生の実績値を基礎として、共済契約を締結した事業年度別かつ共済契約の経過年数別に共済事故が発生した事業年度に対応する危険発生率を算出すること。

② 原則として基礎率が同じ契約区分ごとに負債十分性テストを実施することとするが、給付事由、リスク特性等が同等である契約区分であれば、まとめて負債十分性テストを実施してよいこととする。なお、被共済者数が少なく統計的な見積りが困難な場合は、予定発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど、共済の数理上適切な手法を用いて算出することができる。

③ テスト実施期間の各事業年度の危険発生率は、前事業年度よりも小さい危険発生率としてはならない。

2. 危険発生率は、1の一定の確率を九十七・七％として設定すること。

### Ⅲ. 負債十分性テストを行う共済契約の区分の選出

1. 負債十分性テストを行う共済契約（6に掲げる共済契約等を除く。）の区分は、①が②を上回る契約区分（危険発生率の算出において複数の契約区分をまとめた場合は当該契約区分）とする。

① 危険発生率を基に少なくとも十年間の将来給付額を算出したもの。

② 予定発生率を基に少なくとも十年間の将来給付額を算出したもの。

2. 将来給付額の算出に当たっては、危険発生率以外の計算基礎には算出方法書に記載された責任準備金の計算基礎を使用する。

3. 将来給付額は、基礎率が同じ契約区分単位で算出する。

4. 将来給付額は、予定発生率又は基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率に、基準日における保有契約高を基に算出方法書に記載された計算基礎を用いて算出されるテスト実施期間の各事業年度の保有契約高を乗じて算出するものとする。

5. 4の算出の際、基準時点前六箇月を超えない期間において仮基準時点を設け、当該仮基準時点までに観測されるデータを基に設定される危険発生率と当該仮基準時点における保有契約高を利用して4の算出を行ってよいものとする。この際、当該仮基準時点から基準時点までの間の保有契約高、保有契約高の構成等が変化している場合には、必要に応じて補正を行うものとする。

6. 次に掲げる共済契約等は、負債十分性テストの対象外とする。

① 共済期間が一年以下の共済契約（当該共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約した共済契約を除く。）

② 規則第十四条第一項第十号に掲げる事由に関するものに係る傷害共済契約その他これに準ずる給付を行う共済契約

③ 共済事故の発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であって、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い共済給付

#### IV・負債十分性テストの実施要領

負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な共済の数理の方法を用いて実施するものとする。なお、実績値を用いることが適切でないことが明らかなる場合は、必要な補正を行うものとする。

1. 負債十分性テストを行う期間は、少なくとも十年間とする。

2. 新契約高は、見込まないものとする。
3. 事業経費は、新規契約締結に係る事業経費を控除した直近年度の事業経費を基に保有契約の状況を反映したものと  
する。
4. 共済事故の発生率は、危険発生率とする。
5. 死亡率は、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去三年間の死亡率の平均値とする。ただし、実績データが少なく統計的な見積りが困難な場合は、予定死亡率の算出に用いたデータ等を共済契約の群団の特性や生存保障性を考慮した補正を行った上で、使用することができる。
6. 金利は、少なくとも第六条第二項第一号に定めるシナリオを含まなければならないものとする。
7. 共済契約の継続率は、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去三年間の共済契約の継続率の平均値とする。
8. 外貨建資産の資産運用収益及び資産配分等資産運用の状況は、直近年度の実績を基に合理的に設定したものと  
する。
9. 将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価の変動による損益の発生については、考慮しないものとする。
10. 割戻金の状況は、直近年度の割戻金の状況とする。
11. 負債十分性テストを行った結果、当該テスト期間中の事業年度末に必要な責任準備金の額に対応した資産の額の不足額が生じた場合は、共済事業規約のうち共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を変更することにより、責任準備金不足相当額（当該不足額の割引現在価値が最大値となるもの）の解消に必要な額を追加的な責任準備金として積み立てる必要がある旨を意見書に記載しなければならない。